

指定行政機関、指定公共機関、地方公共団体等の皆様へ



2023年9月1日から緊急通行車両の標章等が災害発生前に交付を受けることができるようになります。

従前の事前届出では、「緊急通行車両等事前届出済証」の交付に留まっていましたが、災対法施行令・同規則が改正され、災害応急対策に従事する指定行政機関等の車両については、災害発生前でも、緊急通行車両であることの確認を受け、標章と緊急通行車両確認証明書の交付を受けることができるようになります。

これにより、公安委員会が災対法第76条の交通規制（緊急交通路の指定）を行った場合に、いち早く緊急交通路を使用して、被災地に向かい災害応急対策に当たっていただくことにつながります。

災害発生前に確認を受けるには？

- 当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署、警察本部又は知事部局の窓口を通じて申出を行ってください。

必要な提出書類は？（災対法施行規則第6条）

- 緊急通行車両確認申出書（災対法施行規則別記様式第3）
- 添付書類
 - ① 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し
 - ② 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類（例 防災業務計画（抜粋可）、契約書の写し、証明書類等）
 - ③ 指定行政機関等の車両であることを確かめるに足りる書類（例 車両リスト、証明書類等）
- なお、車両の用途や活動地域が同じであれば、複数台の車両を一括して申出することができます。



添付書類は内容を兼ねるものは、一本化してもいいの？

- 例えば、自動車検査証の使用者欄の氏名が指定行政機関等そのものである場合は、車検証の写しの添付をもって、上記③の書類が添付されているものとします。
- その他、下記のような内容の書類であれば、上記②、③の内容を兼ねた書類として取り扱います。
- いずれにしても個別の判断が必要となりますので、申出の際、警察署交通課等にご相談ください。

【②と③を兼ねた証明書類の例】

○○県公安委員会 殿		令和○年○月○日	
株式会社△△△△（指定公共機関）は下記車両の使用者に対し、当社が行うこととなっている災害応急対策である「被災地における食料品や生活必需品供給」のため、下記車両をこれら物品を緊急輸送する車両として使用することについて、物流業務委託基本契約によって業務委託していることを証明します。			
記			
NO	番号標に表示されている番号	車両の使用者	
		住所	氏名又は名称
1	品川800あ1234	東京都●●区▲▲ ■■■■	×××有限会社 令和○年○月○日から 令和○年○月○日まで
2			
3			

確認申出書の「申出者」には誰がなれるの？

申出者になれるのは、指定行政機関等の長や、指定行政機関等に属し災害応急対策に使用される車両の使用者又は管理責任者とするほか、契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両若しくは災害発生時に他の関係機関・団体等から指定行政機関等が調達する計画等がある車両の使用者又は管理責任者とします。

「緊急通行車両等事前届出済証」を持っているがどうなるの？

すでに発出している**緊急通行車両等事前届出済証**は**2023年9月1日以降も有効**で、同届出済証をお持ちの方は、災害発生後において緊急通行車両としての確認を優先的に受けることができます。

また、新制度である災害発生前の確認を受けられる場合は、申出書の添付提出を**緊急通行車両等事前届出済証の提示**で足りるとする場合があります。

なお、2023年9月1日以降は、緊急通行車両等事前届出書は受付しません。

標章等の有効期限は？

- 標章や緊急通行車両確認証明書の有効期限は、交付の日のから**5年間**となります。



指定行政機関等と期限がある契約等に基づき、緊急通行車両とする車両については、その契約期間が前記5年間より短い場合は、契約等の終了日までとなります。

別記様式第1 緊急通行車両等事前届出書		第 号
公安委員会 聞 取 調 査 課 長 印 捺 印	緊急通行車両等事前届出済証	年 月 日
届出者住所 届出者(署印) 氏名	公安委員会	
番号標に表示 されている番号	(注)1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の安全のための緊急事態等に該当する場合の緊急通行車両等の運送のための緊急通行車両等事前届出済証を発行する警察本部、警察署、交通規制所等に提出して交付して貰うことを要す。	
車両の用途(緊急 通行車両等の輸送人 又は品名)	(注)2 屋内に停車する又は本部届出済証を交付して、被災車両を運用して行く要請の内容が明確する車両(消防車の上)、被災の範囲の本部の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出して貰うことを要す。	
使 用 者 姓 名	(注)3 次に該すとおりは、緊急通行車両等事前届出済証を返却してください。 (1) 緊急通行車両等が廃車となるとき。 (2) 緊急通行車両等が譲渡となるとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
出 市 地		

規制除外車両はどうなるの？

- 緊急通行車両の対象とならない車両で大規模災害時に優先すべきものとして公安委員会が緊急交通路の通行を認めている**規制除外車両**については、その運用に変更はありません。

ただし、規制除外車両確認申出書、規制除外車両事前届出書等の様式が一部変更となりますのでご注意ください。



指定行政機関等の皆様、 契約等により災害応急対策に従事する車両の使用者様へのお願い

事前確認の申出は、発災直後において災害応急対策に従事する必要性が真に高い車両を優先してください。

いざ緊急交通路が指定された時に緊急通行車両が集中し、それによる渋滞によって人命救助に直結する緊急自動車等の通行が遅れてしまう状況は避けなければなりません。

各指定行政機関等におかれましては、災害発生後の初期段階から災害応急対策に従事させなければならない車両を見極めたうえで、積極的に事前確認を受けるよう管理をお願いします。

また、施行直後は窓口の混雑が予想されることから、事前連絡や申請数の調整にもご協力ください。



同一の車両が複数の指定行政機関等と災害応急対策の契約等を結んでいる場合は、最優先のものを申出してください。

原則として同一の車両に対して、複数の標章等は交付しません。該当する車両の使用者におかれましては、優先すべき災害応急対策に絞った申出にご協力をお願いします。

標章等を受けた申出と異なる災害応急対策に従事することになった場合は、災害発生後の確認を受けていただくことで、別の標章等を交付します。

ご不明の点、具体的なお問い合わせ、相談は

山口県警察ホームページをご覧いただくか、最寄りの警察署または警察本部交通規制課にご連絡ください。